

佐久穂町地下水保全条例

平成 24 年 9 月 25 日

条例第 18 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条―第 6 条)
- 第 2 章 地下水の保全地域(第 7 条)
- 第 3 章 地下水採取の規制(第 8 条―第 16 条)
- 第 4 章 雑則(第 17 条―第 25 条)
- 第 5 章 罰則(第 26 条・第 27 条)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、佐久穂町の地下水の保全について、基本理念を定め、町、町民等及び採取者の責務を明らかにするとともに、町内における地下水の枯渇及び地盤沈下を防止するために、地下水採取について必要な規制を行うことによりその適正な利用を図ることで、町民の健康的で快適な生活環境を確保し、もって町民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 本町は、八ヶ岳をはじめとする豊かな山林が育む良質で豊富な地下水を有しており、この地下水は、地域経済の発展及び町民の文化的で快適な生活に大きな役割を果たしているとともに、町民に潤いと安らぎを与えるものとして、先人達から守り継がれてきたものである。このように地下水が、町民生活に欠くことのできない町民共有の貴重な財産であることに鑑み、町、町民等及び採取者はその有効な利用に努め、かつ、将来にわたり保全していかなければならない。

(定義)

第 3 条 この条例において、用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 地下水 事業用又は生活の用に供するため、井戸により採取する水をいう。
- (2) 井戸 人力若しくは動力を用いて地下水を採取する施設をいう。
- (3) ストレーナー 井戸に設けられた収水孔をいう。
- (4) 町民等 本町に住所を有する者、町内に滞在する者、町内で事業活動を営む個人、法人又は団体並びに町内に所在する土地、建物、事業所等の所有者及び管理者をいう。
- (5) 採取者 町内において地下水の採取を行う者をいう。

(町の責務)

第 4 条 町は、町民生活に支障が生じないようにするための地下水の保全に係る施策の実施に努めなければならない。

(町民等の責務)

第5条 町民等は、地下水が貴重なものであることを認識し、節水、緑地の保全等により自ら地下水の保全に努めるとともに、町が実施する地下水の保全に係る施策に協力しなければならない。

(採取者の責務)

第6条 採取者は、地下水採取量の縮減に努めるとともに、地下水の涵養等自ら地下水の保全のために必要な措置を講ずるとともに、町が実施する地下水の保全に係る施策に協力しなければならない。

第2章 地下水の保全地域

第7条 地下水の保全に資するため、町内全域を保全地域とする。

第3章 地下水採取の規制

(許可の申請)

第8条 地下水を採取しようとする者(以下「許可申請者」という。)は、あらかじめ町長に申請し、その許可を受けなければならない。許可を受けた井戸について、ストレーナーの位置を変更し、又は1日当たりの採取量(揚水機が2以上ある場合は、その採取量の合計)を増やそうとする場合も、同様とする。

- 2 前項の規定は、国の機関又は地方公共団体が災害復旧のために緊急を要する措置として行う場合には適用しない。
- 3 許可申請者は、1日当たり100立方メートル以上の地下水を採取しようとする場合には、第1項に規定する許可の申請をする前に、あらかじめ町長に協議しなければならない。

(許可の要件)

第9条 町長は、前条第1項の許可の申請があった場合においては、次の各項に掲げる基準に適合していると認められる場合でなければ許可をしてはならない。

- 2 1日当たり100立方メートル未満の地下水を採取しようとする者の許可基準は、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合している場合とする。
 - (1) 地下水を採取しようとして掘削する井戸は、既存の深さ20メートル以上の井戸、河川等の水源地付近から300メートル以上離れた場所であること。
 - (2) 採取する地下水の用途が必要かつ相当であること。
- 3 1日当たり100立方メートル以上500立方メートル未満の地下水を採取しようとする者の許可基準は、前項に定める基準のほか、次の各号に掲げる基準のいずれにも適合している場合とする。
 - (1) 揚水試験の結果から、1日当たりの採取量が規則で定める基準の範囲内であり、地下水の有効的な利用に支障がないと認められること。
 - (2) 周辺の水道水源及び井戸に対する影響調査の結果から、採取量が周辺の水道水源及び井戸に影響を及ぼすおそれがないと認められること。

- (3) 周辺の住民及び採取者に地下水採取の周知をしていること。
 - (4) 井戸の規模に応じた処理能力を有する排水設備が設けられていること。
 - (5) 水量測定器及び水位計が設置されていること。
- 4 1日当たり500立方メートル以上の地下水を採取しようとする者の許可基準は、第2項及び第3項に定める基準のほか、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合している場合とする。
- (1) 地域の産業又は工業の振興及び地域の雇用機会の拡大が図られ、もって町経済の発展及び町民の文化的で快適な生活の向上に寄与すると認められること。
 - (2) 水源保全のための措置が十分に実施されると認められること。
- 5 町長は、第2項から前項までの規定にかかわらず、次に掲げる用途に供する場合は、その許可をすることができる。
- (1) 家庭用
 - (2) 農業用
 - (3) その他町長が認めた用途
- (審議会)

第10条 町長は、前条第4項に規定する申請書を受理したときは、佐久穂町環境保全条例(平成17年佐久穂町条例第108号)に定める佐久穂町環境保全審議会の意見を聴くものとする。

(許可又は不許可の通知)

第11条 町長は、第8条の規定により許可申請者から申請があったときは、60日以内に許可又は不許可の決定をしなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。

2 町長は、前項の決定をしたときは、文書をもって許可申請者に通知しなければならない。

3 町長は、第1項の許可の決定に際し、必要な条件を付することができる。

(完成の届出)

第12条 第8条第1項の規定による許可を受けた者(以下「被許可者」という。)は、井戸が完成した日から15日以内に町長に完成届出書を提出し、その検査を受けなければならない。

(変更の届出)

第13条 被許可者は、当該井戸に係る許可を受けた内容に変更があったときは、その変更の日から30日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

(許可及び届出の承継)

第14条 被許可者から許可に係る施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該施設に係る被許可者の地位を承継する。

2 被許可者について、相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人

若しくは合併により設立した法人は、被許可者の地位を承継する。

- 3 前2項の規定により、被許可者の地位を承継した者は、その承継のあった日から30日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

(許可の失効)

第15条 被許可者が、井戸を廃止したときは、当該井戸に係る許可は、その効力を失う。

- 2 井戸を廃止した者は、井戸を廃止した日から30日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第16条 町長は、偽りその他不正な手段により許可を受けた者、又は許可の日から1年を経過しても井戸を完成しない者に対して、その許可を取り消すことができる。ただし、特別な事情により工事を行うことが困難な場合は、その旨を町長に届け出るものとする。

- 2 町長は、第9条第4項による許可を受けた被許可者について、同項の許可要件に適合しなくなつたと認める場合には、その許可を取り消すことができる。

- 3 町長は、第8条第1項の規定に違反して許可を受けずに井戸を掘削した者又は第11条第3項の規定により付した条件に違反した者に対し、その違反を是正するため、期限を定めて、必要な措置をとることを命ずることができる。

第4章 雑則

(報告の徴収)

第17条 町長は、地下水の保全上必要があると認めるときは、採取者に対し、規則で定める事項について報告させることができる。

(立入調査)

第18条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、職員をして当該井戸が設置された土地に立ち入らせ、調査させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導等)

第19条 町長は、地下水の保全上必要があると認められるときは、採取者又はその代理者に対し、指導若しくは助言をし、又は期限を定めて必要な措置(採取行為の一時停止を除く。)をとるように勧告することができる。

(措置命令)

第20条 町長は、前条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に係る措置を怠ったときは、期限を定めて、当該措置をとるべきことを命ずることができる。

(緊急時の措置命令)

第 21 条 町長は、地下水を採取することにより、当該井戸の著しい水位の低下並びに付近の水の減少、枯渇又は地盤沈下等の現象が生じたときは、期限及び区域を定め、その区域内における採取者の全部又は一部に対し、地下水の採取の制限その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(措置の届出)

第 22 条 第 19 条による勧告又は第 20 条若しくは前条の規定による命令を受けた者が、当該勧告又は命令に係る措置をとったときは、7 日以内に町長に届け出て、その検査を受けなければならない。

(停止命令)

第 23 条 町長は、第 20 条の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、必要な限度において期限を定めて、採取行為の一時停止を命ずることができる。

(氏名等の公表)

第 24 条 町長は、第 19 条から第 21 条まで、又は前条の規定による勧告又は命令を受けた者が、正当な理由なくしてその勧告又は命令に従わないときは、当該勧告又は命令に従わない内容及びその者の氏名等を公表することができる。

2 町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、公表をされることとなる者に対し、その理由を通知し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第 25 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 5 章 罰則

(罰則)

第 26 条 第 16 条第 3 項、第 20 条、第 21 条又は第 23 条の規定による命令に違反した者は、50 万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 12 条又は第 15 条第 2 項の規定に違反した者
- (2) 第 8 条第 1 項の許可を受けるに当たり、偽りその他不正な手段を用いた者
- (3) 正当な理由がないのに第 18 条第 1 項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第 27 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に 1 日当たり 100 立方メートル以上の地下水を採取する井戸を利用し、又は掘削している者は、この条例の施行の日以後 90 日以内に、設置井戸に係る届出書を町長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による届出をした者は、第 8 条第 1 項の許可を受けたものとみなし、かつ、第 17 条の規定による報告の徴収を免除されるものとする。
- 4 町長は、附則第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者が正当な理由なく町長の指導に従わないときは、その旨を公表することができる。